

回答自治体名： 福島県

担当課室： 生活環境部環境保全総室 中間貯蔵施設等対策室

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

1 一般事項

- ・ 除染特別地域内の除染については、除染実施計画に基づき迅速かつ確実に実施するとともに、実施に当たっては、地元市町村の意向を十分に踏まえて実施していく必要がある。
- ・ 除染等の措置等の具体的なスケジュールや内容について、住民に対する十分な説明責任を果たす必要がある。
- ・ 道路や河川などの除染の際、工法を含めて特措法第30条に基づく同意を徹底させる必要がある。

2 帰還困難区域における除染

- ・ 帰還困難区域における除染については、復旧・復興を図る上で欠かせないインフラや復興拠点の整備に必要となる除染を優先的に実施するとともに、実施方針を明確にし、除染を推進する必要がある。

3 農地除染

- ・ 農地除染を実施する場合には、営農再開の時期や適正な施工を十分踏まえながら、進めていく必要がある。
- ・ 住民が将来帰還した際に、スムーズに営農再開が進められるように、帰還困難区域の除染について、農用地等も含めてどのようなステップで進めるか示すこと。
- ・ 直轄除染においては、地元の自治体や住民等の意見を尊重しながら実施すべきであるため、国と市町村の連携をさらに強化するとともに、国の主導で除染手法や除染後の農地の引き渡しなどの情報の共有化を図ること。

4 除染に携わる作業員

- ・ 宿舎の立地による渋滞対策や作業員の交通マナーの徹底策等を講じる必要がある。

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

1 除染加速化のための対応

- ・ 「除染関係ガイドライン」や「除染関係Q & A」に示されていない除染手法等についても地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。
- ・ 市町村除染実施の基礎資料とするため、国直轄除染における積算資料（単価、判断基準等）を示すこと。

2 仮置場等の確保

- ・ 市町村の仮置場や積込場が迅速に確保されるよう、国有地の積極的な提供を行う必要がある。
- ・ 仮置場等の安全性や管理の内容について、住民理解を促すための支援に国も積極的に関わる必要がある。

※除染特別地域・汚染状況重点調査地域共通部分について

1 除染の範囲

- ・ 放射性物質汚染対処特別措置法第3条に基づき、国の主体的責任の下、必要な除染は確実に実施することはもとより、福島県民が求めているのは事故以前の環境の回復であり、生活空間だけではなく自然環境も含めた総合的な放射性物質対策を国の責任で進める必要がある。

2 除染の長期目標

- ・ 除染の長期目標として「年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下」を堅持する必要がある。

3 予算の措置

- ・ 着実に除染を進めるため、除染対策基金の積み増しなど除染に必要な予算を確実に措置する必要がある。

4 農地除染

- ・ 除染実施が困難なほ場についての除染技術・手法を開発すること。（特に急傾斜地、石礫の多いほ場、作土層が少ないほ場等）

5 森林除染

- ・ 本県においては森林に囲まれた地域も多いため、生活圏に隣接した森林以外につ

いての方向性を早期に示すこと。

- ・ 除染特別地域内の住民帰還を進める上で、森林全体の除染や森林管理における方針 を早期に示すこと。

6 除染効果の確認

- ・ 除染効果の維持を確認するための事後モニタリングや継続的なモニタリングの具体的な実施方法を示す必要がある。

7 追加的除染

- ・ 追加的除染については個別に国に相談することとされているが、対象箇所や手法など県民に分かりやすい具体的な考え方を早期に示す必要がある。

8 道路側溝等の放射性物質対策

- ・ 道路側溝等の放射性物質が濃集する地点については、汚染の状況等に応じた必要な放射性物質対策が可能な仕組みを構築する必要がある。

9 相談機関の設置

- ・ 除染業務の委託におけるトラブル解決のため、相談機関の設置などが必要である。

10 作業員の安定的確保

- ・ 作業員を安定的に確保するために、暴力団の排除徹底、労働安全対策、除染作業のイメージアップ対策などの措置を講じる必要がある。

11 除染に伴う廃棄物等の処理

- ・ 除染に伴う可燃性廃棄物等の処理を促進する必要がある。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

1 除去土壌の処理基準

- ・ JESCO 法が改正されて、30年以内の県外最終処分が法制化されたが、現在、特措法第41条に基づく除去土壌の処分基準が規定されていないことから、早急に処分基準を定める必要がある。

ご協力ありがとうございました。